

別表第 4（第 3 章第 3 関係）

1 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における誘導すべき省エネルギー性能基準

基準	区分			
	イ 建築物省エネ法第28条第1項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ロ 建築物省エネ法第31条第1項に規定する特定一戸建て建設工事業者が新たに建設する同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ハ 建築物省エネ法第28条第2項に規定する特定共同住宅等建築主又は建築物省エネ法第31条第2項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	ニ 規則第9条の2第1項第1号に規定する用途に供する部分（イからハまでに規定するものを除く。）
建築物の熱負荷の低減に関する基準	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること。			外皮平均熱貫流率が0.6以下であること又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第1106号。以下「住宅誘導仕様基準」という。）第1項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。

設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	住宅用途B E I が0.8以下であること。	住宅用途B E I が0.75以下であること。	住宅用途B E I が0.8以下であること。	住宅用途B E I が0.8以下であること又は住宅誘導仕様基準第2項に適合すること。
-------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------	--

2 中小規模特定建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。）における誘導すべき省エネルギー性能基準

基準	区分		
	イ 事務所等又は学校等の用途に供する部分	ロ ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等又は集会所等の用途に供する部分	ハ 工場等の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	B P I が1.0以下であること。	B P I が1.0以下であること。	—
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途B E I が0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.6）以下であること。	非住宅用途B E I が0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.7）以下であること。	非住宅用途B E I が0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.6）以下であること。

備考

- 1 住宅用途B E I とは、建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第13条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第14条中0.8を乗じる部分及び E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、1の表イからハまでの欄における住宅用途B E I は、特定供給事業者が、1年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。
- 2 非住宅用途B E I とは、次のいずれかの値をいう。
 - (1) 建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定す

るものをいい、基準省令第11条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。)を誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中 B を乗じる部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。)で除して得た値とする。

(2) 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(3) 基準省令第10条第1項第1号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出される $B E I$ の値

3 2の表にかかわらず、中小規模特定建築物(当該中小規模特定建築物の延べ面積が300平方メートル以上である場合に限る。この項において同じ。)を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(1) 各用途に供する部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第11条により算出したものをいう。(2)において同じ。)を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中 B の値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途 $B E I$ の上限値に読み替えて算出したものをいう。(2)において同じ。)を合計して得た数値を超えないこと。

(2) 中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。